

豊島区エコ住宅普及促進費用助成金(一般住宅)交付要綱

平成 21 年 3 月 31 日
環境清掃部長決定

改正 平成 22 年 3 月 30 日
改正 平成 23 年 3 月 25 日
改正 平成 24 年 3 月 22 日
改正 平成 25 年 3 月 21 日
改正 平成 26 年 2 月 28 日
改正 平成 27 年 4 月 1 日
改正 平成 28 年 3 月 17 日
改正 平成 29 年 3 月 28 日
改正 平成 31 年 3 月 26 日
改正 令和 2 年 3 月 19 日
改正 令和 3 年 3 月 26 日
改正 令和 3 年 6 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、地球環境を保全するという観点から、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に配慮した住宅用新エネルギー・省エネルギー機器等（以下「機器」という。）の設置を行う者などに対し、豊島区（以下「区」という。）が設置費用の一部を助成することにより、住む人が健康で快適に暮らせるよう工夫された環境共生住宅の普及を推進することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)住宅 戸建住宅及び集合住宅をいう。
- (2)集合住宅 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち、共同住宅又は長屋の用途に供するもの（その他の用途を併用するものを含む。）とする。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす個人とする。

ただし、助成は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）につき、別表に定める機器の種別ごとに同一年度内かつ同一世帯内において各 1 回限りとする。

- (1) 区内に住所を有する者又は住所を有する目的（完了報告時に住民登録が確認できること）で住宅を求めようとする者で、自らの居住の用に供する住宅（賃貸借等の住宅の場合にあっては、当該住宅の所有者から当該機器を設置することについて同意を得ている場合に限る。）に機器を購入設置し、使用する者であること。
- (2) 太陽光発電システムの設置については、電力会社と電力受給契約を結ぶ者であること。

(助成対象機器、助成対象機器の要件及び助成の額)

第 4 条 助成対象機器、助成対象機器の要件及び助成の額は、別表に定めるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 申請者は、機器の設置日前までに、豊島区エコ住宅普及促進費用助成金(一般住宅)交付申請書(別記第1号様式1から6)に次に掲げる書類を添付して、区長に対し助成金の交付申請をするものとする。

- (1) 機器の設置に係る見積書及びその内訳書の写し
- (2) 機器が別表に掲げる要件を満たしていることが確認できるパンフレット等
- (3) 太陽光発電システム、自然循環式太陽熱温水器、強制循環式ソーラーシステム及び断熱改修窓については設置予定箇所の計画図面
- (4) 太陽光発電システムについては、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE - PV - FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであることが確認できる書類(外国語の場合、要和訳)
- (5) 自然循環式太陽熱温水器及び強制循環式ソーラーシステムについては、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであることが確認できる書類
- (6) 断熱改修窓については、着工前の現況写真(設置予定箇所が全て確認でき、計画図面と照合ができるもの)
- (7) 申請者と住宅所有者が異なる場合は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者の同意書
- (8) 申請者以外にも住宅所有者がいる場合は、当該住宅に機器を設置することについての住宅所有者全員の同意書
- (9) その他区長が必要と認める書類

(申請の受付期間及び受付停止)

第6条 助成金の交付申請の受付期間は、当該年度の4月1日から1月31日(この日が土曜日又は日曜日にあたる場合は、その直後の月曜日とする。)までとする。

2 助成金の交付申請の受付は先着順に行い、予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止する。

(交付及び不交付の決定)

第7条 区長は、第5条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは豊島区エコ住宅普及促進費用助成金(一般住宅)交付決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。また、適当と認められない場合は、助成金を交付しないことを決定し、豊島区エコ住宅普及促進費用助成金(一般住宅)不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び取下げ)

第8条 申請者は、第5条に基づく申請の内容を変更するときは、設置又は着工前までに設置機器等変更届(別記第4号様式)に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の機器の設置に係る見積書とその内訳書の写し
- (2) 変更後の機器が別表に掲げる要件を満たしていることが確認できるパンフレット等
- (3) 太陽光発電システム、自然循環式太陽熱温水器及び強制循環式ソーラーシステムについては、変更後の設置予定箇所の計画図面
- (4) 太陽光発電システムについては、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE - PV - FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであることが確認できる書類(外国語の場合、要和訳)
- (5) 自然循環式太陽熱温水器及び強制循環式ソーラーシステムについては、変更後の機器が、一般財団法

人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたものであることが確認できる書類

(6) 断熱改修窓については、変更後の設置予定箇所の計画図面と着工前の現況写真（設置予定箇所が全て確認でき、計画図面と照合ができるもの）

(7) その他区長が必要と認める書類

2 前条の規定により補助金の交付通知を受けた者が、申請した内容を取下げしようとするときは、豊島区エコ住宅普及促進費用助成金(一般住宅)取下げ申出書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 交付決定を受けた者は、助成金交付決定のあった年度の3月15日（この日が土曜日又は日曜日にあたる場合は、その直後の月曜日とする。）までに完了報告書（別記第6号様式）に次の書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 機器の設置に係る「領収書の写し」と「領収金額の内訳が分かるもの」（あて名が申請者名であること）

(2) 機器の設置状況を示す写真（太陽光発電システムについては、全てのモジュールが確認できるもの。断熱改修窓については、施工途中と施工後のもの。施工途中の写真が提出できない場合は、必要に応じて施工完了届が必要。）

(3) 太陽光発電システムについては、電力会社と電力供給契約をしたことがわかるものの写し

(4) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステムについては、保証書の写し及び銘板写真（型番、製造番号が確認できるもの）

(5) その他区長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び交付)

第10条 区長は、前条の完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、豊島区エコ住宅普及促進費用助成金(一般住宅)交付額確定通知書（別記7号様式）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び助成金の返還等)

第11条 区長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取消すものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金交付決定の取消を行ったときは、豊島区エコ住宅普及促進費用助成金(一般住宅)交付決定取消通知書（別記第8号様式）により通知する。

3 当該取消に係る部分について既に申請者に助成金が交付されているときは、金額及び期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(管理義務)

第12条 助成金の交付を受けた者は、対象機器を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査等)

第13条 区長は、助成金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

(協 力)

第14条 この要綱による助成を受けて機器の設置を行った者は、必要に応じて機器設置の効果に関する情報提供の協力を努めなければならない。

(補 則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表

助成対象機器		助成対象機器の要件	助成金額
太陽エネルギー機器	太陽光発電システム	① 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）の IECEE - PV - FCS 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの ② 太陽電池モジュールの最大出力合計が 1 kW 以上 10kW 未満であるもの ③ 機器が住宅の上屋等に設置されるものであること	出力 1 kW あたり 2 万円 （上限 8 万円）
	自然循環式太陽熱温水器	① 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたもの	2 万円（一律）
	強制循環式ソーラーシステム	② 機器が住宅の上屋等に設置されるものであること	5 万円（一律）
雨水貯水槽		貯水タンク容量が 500 以上 1,000 以下のもの	1 万円 （機器設置費用 3 万～5 万円未満） 2 万円 （機器設置費用 5 万円以上）
家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム （エネファーム）		① 1 台当たりの発電能力が定格出力 0.4kW から 1.5kW までの間であること ② 貯湯容量が 200 以上の貯湯ユニットを有するものであること ③ 総合効率が低位発熱量基準で 80% 以上であること	8 万円（一律）
住宅用エネルギー管理システム （HEMS）		電気等のエネルギー使用量を自動計測する機器等を取り付け一元管理し、消費電力量などの「見える化」「制御」等を行うことができるもので、一般社団法人エコーネットコンソーシアムの ECHONET Lite を標準的なインターフェースとして搭載してい	機器本体価格の 3 分の 1 （上限 2 万円）

	るもの。	
断熱改修窓	一居室単位での施工であり、既存の単板ガラス窓を、複層ガラス又は二重窓に改修工事をするものであること。※上記と同時に行う非居室（風呂、玄関、廊下等）も助成対象	機器設置費用の4分の1 (上限10万円)

《備考》

- ① 設置する機器は、未使用のものに限る。
- ② 本助成制度は、国及び東京都が併用を禁止していなければ、それらの補助金と併用可能とする。
- ③ 太陽光発電システムの出力の値はキロワット(kW)を単位とし、小数点以下第2位を切捨てとする。
- ④ 太陽光発電システムの助成金額の算定基準となる出力は、太陽電池モジュールの最大出力合計とインバータ出力のいずれか低い方とし、電力需給契約時の出力により確定する。
- ⑤ 住宅用エネルギー管理システム(HEMS)及び断熱改修窓の助成金額については、1,000円未満の端数は切捨てとする。
- ⑥ 「機器設置費用」とは、「機器費」と「設置費用」の合計額とし、消費税は含まないものとする。
 - ・機器費 → 機器本体及びその設置に必要な関連部材の購入費
 - ・設置費用 → 工事に係る人件費、機器等の運搬費、既存の機器の処分費等

設置費用が機器費を超えた場合には、設置費用は機器費と同額までとし、その合計を助成対象となる「機器設置費用」とする。

※助成対象経費に含まないもの

- ・「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないもの
- ・設置機器に直接必要ない付属品及びそれに係る工事費等